

ブランドを活かす、守る 中国ビジネスガイドブック

—中国商標法改正のポイント—



ブランドを活かす、守る 中国ビジネスガイドブック



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

経済産業省近畿経済産業局

目次 Contents

はじめに	1
第1章 知的財産の基礎知識 海外展開前にこれだけは！	2
1 重要な進出前の準備 ―知財の調査・出願を――	2
2 費用対効果を念頭に置いた海外での知財保護	4
3 模倣対策に向けて認識が必要なポイント	5
第2章 知的財産権の基礎知識と中国でのブランド活用	6
1 知的財産権の基礎知識	6
2 中国でのブランド活用の基本	8
コラム 中国は世界一の商標出願大国	9
コラム ネットショップでの模倣品に注意	10
3 中国商標出願の手続きの流れ	12
第3章 中国改正商標法の重要ポイント	16
1 中国商標法の改正ポイントの概観	16
2 中国ビジネスに直結！ 重要改正ポイントを厳選！	17
第4章 中国の知的財産制度と契約基礎知識	38
1 我が国と中国の知的財産制度の比較	38
コラム 商標と著作権	40
コラム 中国不正競争防止法(中国反不正当竞争法)	41
2 契約の基礎知識	42
3 商標ライセンス契約(生産委託)	43
4 商標権譲渡契約	46
5 中国における知的財産の保護	48
第5章 相談窓口等関係機関の紹介	52
1 知財総合支援窓口	52
2 (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)	54
3 (独)中小企業基盤整備機構(中小機構)	56
4 その他の主要機関	58

はじめに

近年、海外展開を目指す中小企業がますます増加傾向にあり、それに伴い知的財産の保護に関する重要性が一層高まっています。

海外展開を図る上で知的財産対策は重要な課題の一つですが、人材や資金に制約のある中小企業にとって成果や必要性の見えにくい知的財産の問題は、ややもすると対策を怠りがちであり、そのためにトラブルになってしまうケースが多く見られます。

当局では、従前より特にこうした被害の多い中国に関して様々な知的財産対策に関する冊子を作成し、啓発に努めて参りました。

本冊子は、当局が平成22年度に作成した冊子「技術・ブランドを活かす中国ビジネス」をベースとして、昨年5月1日に施行された中国の改正商標法のうち、中小企業にとって影響の大きい観点（業務提携関係にある第三者の商標先取り防止規定、先使用権の成立、「馳名商標」の文字の宣伝への使用禁止）等进行分析し、その改訂・編集を行い、中小企業の円滑な中国への海外展開を知財面から支援することを目的として作成しました。

知的財産戦略というと敷居が高くて何となく敬遠しがちですが、一方で海外展開を進めるためには絶対に避けて通れない道でもあります。

本書は図やコラム、事例等も織り交ぜながら、可能な限り読みやすく、また分かりやすく作成することを心がけました。

中国への海外展開を目指す多くの中小企業の皆様にご活用いただければ幸いです。

平成27年2月
経済産業省 近畿経済産業局

(1) 知的財産の権利は国ごとに独立

- 「日本で特許権があるから、海外でも大丈夫」と思っていませんか？既にご存知の方は良いのですが、日本の特許権は日本国内だけの権利です。すなわち、特許、意匠、商標等の権利は国ごとに独立したもので、その国内でのみ有効で、世界特許という権利はありません。

※欧州については国ごとの権利に加えて、欧州特許庁、欧州共同体商標意匠庁への出願、登録により、EU加盟の28カ国について、統一した特許権、商標権、意匠権を取得することも可能です。

- 多くの国で製品販売や自社技術・ブランドの保護を図りたい場合、各国に直接出願する必要がありますが、①特許についてはPCT国際出願、②商標についてはマドリッド協定議定書による国際登録出願により、日本国特許庁を通じて、一括して出願手続きを取ることもできます。

①PCT 国際出願：日本の特許庁に対しての出願（日本語または英語）により、国際出願に与えられた国際出願日が、PCT 加盟国のすべての国において「国内出願」された出願日となります。

②マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）による国際登録出願：マドリッド・プロトコル加盟国で商標の保護を求める場合、日本において海外で使用する商標と全く同じ商標をすでに日本で出願し、または登録を受けている場合、一括して加盟国で登録を受けるための手続きを日本の特許庁で行うことができます（出願は英語）。国際登録後、一括した更新手続きも可能です。商標が異なる場合は、活用できませんので、注意してください。

- ただし、これらはあくまで出願手続きに関するもので、権利は各国で独立しています。そのため、日本で商標権を登録しているからといって、その権利をもとに、海外でも登録商標として独占的な権利を主張することはできません。
- 現地で権利を取得しないまま、仮に生産拠点を開設して生産を開始したとき、自社と同一または類似する商標について誰かがその国で先に商標権を登録していた場合、どのようなリスクがあるでしょうか？ 例えば、その国で商標の使用ができないだけでなく、自社製品に自社の商標を付けて当該国から日本に輸出しようとしても、現地の税関では権利侵害品として、差止められるなどのリスクがあります。

※権利としての登録がなくても、その国の法制度（不正競争防止法等）によっ

ては、権利保護が可能な場合もありますが、この場合は裁判による権利行使が必要になり、出願・登録以上に多くの費用と時間がかかります。

(2) 海外展開の準備段階で最低限必要なチェック

- 海外での事業展開を検討し、進出候補先の国・地域の展示会に参加したり、商談を進めようとする場合、発明等の新規性喪失や第三者の権利侵害を起さないために、少なくとも以下の手続きを済ませておく必要があります。

■ 海外での知財保護の考え方

○特許

- 生産委託のみならず、展示会出展であっても、最低限、日本国内の出願を済ませてから海外展示会に出展し、商談においてサンプル品などを提供することが必要です。

- また、必要に応じて現地特許調査の検討が必要です。

※日本での出願をもとに出願から1年以内（パリ条約ルート）、または30カ月以内（国によっては31カ月、PCTルート）であれば、現地での出願が可能な手続き方法がありますが、関連する条約に加盟している国に限られる点に注意が必要です。最低限、日本で出願しておく後に現地で出願する場合、国内出願時を基準に先後願や技術の進歩性が判断されるため有利になります。

○商標

- 自社が使用する商標と同一・類似の商標について、現地で他社が商標権を登録していないかを確認するために、現地商標調査を実施することが必要です。
- 日本では自由な使用が認められる一般名称、地名、旧国名などの表示も、中国・韓国・台湾など漢字文化圏では商標登録されてしまうため、日本の一般名称、地名、都市名、旧国名の表示がその国で使用できるか、現地商標調査で確認が必要です。

※例えば、中国では「和菓子」との商標登録まで存在します。

○意匠

- 現地での事業展開が確実な場合、意匠権登録についての調査実施が望まれます。

(3) どのような調査が可能か？ ―商標調査の例

- 商標は外見からすぐに把握でき模倣されやすいものです。たとえば、展示会開催国や販売先の国で、第三者が先に同一・類似の商標を登録していた場合、自社が権利侵害側になってしまう懸念があります。
- このため、展示会出展やテストマーケティング等の開始にあたっては、事前に現地の商標調査を行うことが必要です。
- 比較利用しやすい商標の調査方法について、以下に述べます。もっとも容易な方法は、国を指定し自社と同一・類似の商標が先に現地で商標登録されていないか、日本の特許事務所等を介して、現地の事務所に依頼したり、調査専門会社に依頼したりする方法です。
- 外国での商標調査の費用・期間のおよその目安は以下のとおりです。

■主な国での商標調査にかかる現地費用や日数の目安

○中国：	約 4 ～ 5 万円	約 3 日程度
○韓国：	約 5 ～ 7 万円	約 2 日程度
○台湾：	約 4 ～ 6 万円	約 3 日程度
○香港：	約 7 ～ 15 万円	約 1 週間程度
○米国：	約 30 ～ 50 万円	約 1 ～ 2 週間程度
○欧州：	約 8 ～ 25 万円	国によって異なり約 1 ～ 3 週間

※ただし1商標1区分の費用で、現地代理人費用を含みます。
為替変動により費用の目安は変動する点にご注意ください。

2 費用対効果を念頭に置いた海外での知財保護

- 海外での特許・商標等の権利取得には現地官庁の出願費用に加え、現地代理人費用や翻訳料が必要なため、日本国内の出願よりもかなり多額の費用がかかります。
- 費用対効果を念頭に、海外での権利取得にあたっては自社の海外での活動、市場での販売実績、競合先の存在等から判断して、海外での知財保護の方針を検討しましょう。知財保護にあたっては、海外の販売代理店等に手続きや管理を一任しないことも大切です。

■海外での知財保護方針の検討例

○販売国

- 一定以上の売上規模が見込まれる場合、商標は権利取得を目指すことが望めます。ただし、日本での使用商標のマークや言葉の意味について、現地の文化上、支障がないか等（例 普通名詞に該当しないか、不吉な意味がないか等）を、必ず現地で確認しましょう。日本仕様のパッケージのまま、海外で販売する場合、なおさら権利取得が必要です。
- 販売先の国に不正競争防止法があり、運用も適切にされていれば、流行サイクルの早い商品については、権利を取得しなくても効果的に権利行使できる場合もあります。

○生産国

- 生産拠点がある場合、特許、商標は権利取得を目指しましょう。また、製品の外形に特徴がある製品の場合は意匠の権利取得も検討すべきです。

○競合先が立地する国

- ニッチ市場で競合先が特定できるような場合、競合相手に同じものをつくらせないという意味で、特許・意匠について権利取得を目指すことが望めます。

3 模倣対策に向けて認識が必要なポイント

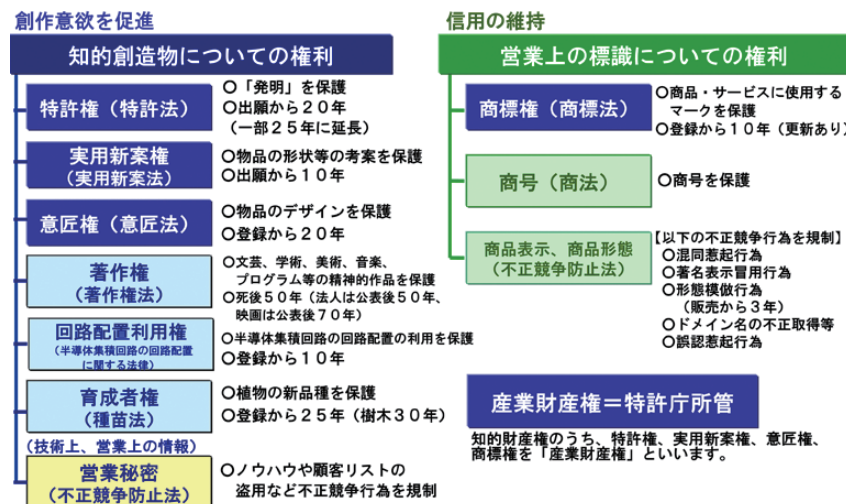
- 新興国においては、「良いものを真似ることの何がいけないのか？」という感覚があり、展示会や市場で見つけた日本製品・商品のマークやデザイン、技術を吸収することに貪欲な姿勢がみられます。
- 現地の常識は日本国内の常識とは異なることを第一に理解した上で、模倣対策を検討することが大切です。秘密保持契約を結ぶことはもちろん大切ですが、国内の常識が通用しないことも多々あります。海外での生産委託や販売代理店を通じて販売等を進める場合、情報を提供する相手の見極めとチェック、知的財産権の現地での出願や管理を徹底する必要があります。
- また、多少の模倣は起こりうると割り切った上で、社内での情報管理を行い、海外で提供する情報に線を引くような考え方も必要でしょう。
- 商標権の場合では、現地販売代理店を信用して管理を任せていたところ、登録商標とは異なる色で使っていたり、一部、言葉を変えていたり、ブランドの管理が疎かになっているような例があります。

知的財産権の基礎知識

- ・知的財産とは、人間の創造的活動により生み出されるもの（知的創造物）、事業活動に用いられる商品または役務を表示するもの（営業標識）、及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報をいいます。
- ・人間の幅広い知的創造活動の成果について、その創作者に一定期間の権利保護を与え、また、事業活動における営業標識等に対する信用信頼を保護したものが知的財産権制度です。知的財産権は様々な法律で保護されています。

(1) 我が国における知的財産権の種類

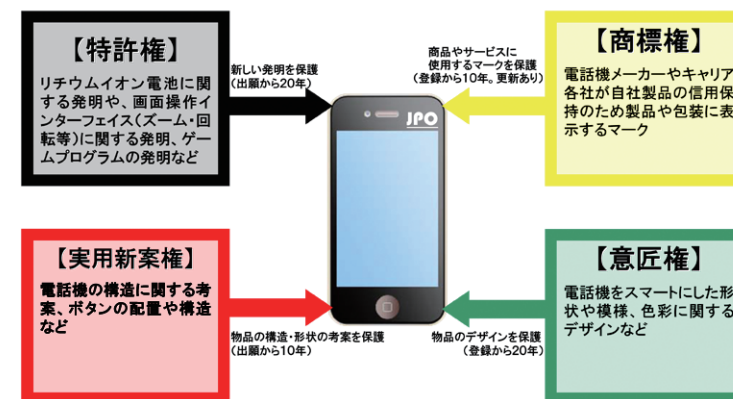
- ・知的財産権には、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号権などの使用者の信用維持を目的とした「営業標識についての権利」に大別されます。



出典：特許庁HP「知的財産権について」http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm

(2) 我が国における産業財産権について

- ・知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つを産業財産権といいます。産業財産権は、特許庁に出願し登録されることによって、一定期間、独占的に使用（実施）できる権利となります。
- ・特許庁のホームページでは、スマートフォンを例に産業財産権について以下の通り説明されています。



出典：特許庁HP「産業財産権について」http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai01.htm

(3) 中国における知的財産権について

- ・日本で出願し登録された産業財産権は、中国をはじめ、外国まで権利が及ぶわけではありません。中国でその権利を得るためには、中国で出願・登録する必要があります。中国での特許権、実用新案権、意匠権、商標権の呼び方は、それぞれ下記の通りです。

日 本	中 国
特許権	発明専利権
実用新案権	实用新型専利権
意匠権	外观设计専利権
商標権	商標権

2 中国でのブランド活用の基本

日本でのブランド構築が大事であるのと同じく、中国でビジネスを展開する場合も中国でのブランド構築が必要となります。

日本と同じく中国にて商標権を取得することによりブランド構築を行っていく点で共通しますが、中国特有の問題点に気をつける必要があります。以下に中国でのブランド活用に向けて、基本となるポイントをまとめました。

ポイント① 速やかに権利化する

- 中国で第三者に自社商標を先取りされる事件が多発しています。中国は先願主義を採用しているため、一旦第三者に先取りされてしまうと、取り返すのは極めて困難です。中国市場への展開が決まっているのであれば、できる限り早く中国へ商標登録出願するようにしましょう。

ポイント② 専門家に相談しよう

- そもそも、商標登録はその商標を使用する商品・サービスの区分（商品 34 区分、サービス 11 区分）ごとに出願し、登録が判断されます。今回の第三次商標法改正により、出願は 1 商標につき複数の区分を 1 通の願書で出願できることになりましたが、審査は商品・サービスの区分毎にされます。
- 出願にあたっては、商標を使用する商品・サービスを指定する必要があります。中国で指定する商品・サービスは、中国語で表記する必要があり、日本とは大きく相違しますが、この指定に誤りがあったために、第三者に先取りされたり、十分な権利がとれなかったという問題が発生しています。
- また中国でブランド展開する場合、漢字表記での登録も検討しましょう。中国は漢字社会であり、漢字表記の商標が一般的に普及するからです。漢字表記に際しては日本語や英語の発音に基づく音訳、または、意味に基づく意識のいずれかを行います。例えば、「コカコーラ」はその発音に近い中国語により「可口可乐」（カウコウカウラ）、「マイクロソフト」は意識により「微软」の文字をそれぞれ選定しています。
- 以上で述べました商品・サービスの指定、及び、漢字商標の選定は専門性が要求されますので、中国商標を主に取り扱っている専門家に相談しましょう。

ポイント③ 模倣品に注意しましょう

- 中国では、商品がヒットするとニセモノが続々と出てきます。本物とそっくりですので、適切に監視していないと知らないうちにニセモノが市場に蔓延し、自社ブランドの価値が損なわれる事態に発展します。このような場合、行政機関への差し止め要請、民事訴訟、税関での水際規制等の手段をとることができます。
- いずれにせよ、中国で商標登録し、商標権を有していることが前提ですので、上記事項に注意しながら、中国でのブランド構築を図っていただきたいと思います。

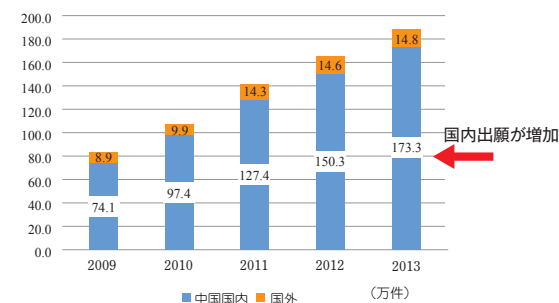
Column

中国は世界一の商標出願大国

中国工商行政管理総局・商標局年報「中国商標戦略年度発展報告(2013)」より

- 中国工商行政管理総局・商標局の年報「中国商標戦略年度発展報告(2013)」によると、2013年の中国における商標登録出願（新規）はおよそ188万件にのぼり、前年に比べ14.2%の大幅な増加となりました。
- 世界全体の商標出願件数658万件（ただし2012年、世界知的所有権機関調べ）ですので、世界の商標出願のおよそ3割弱に相当するだけの件数が中国で出願されていることになります。
- 出願件数の大半は中国国内からの出願であり、国外からの出願よりも国内からの出願が増加していることがわかります。

■中国における商標出願の推移



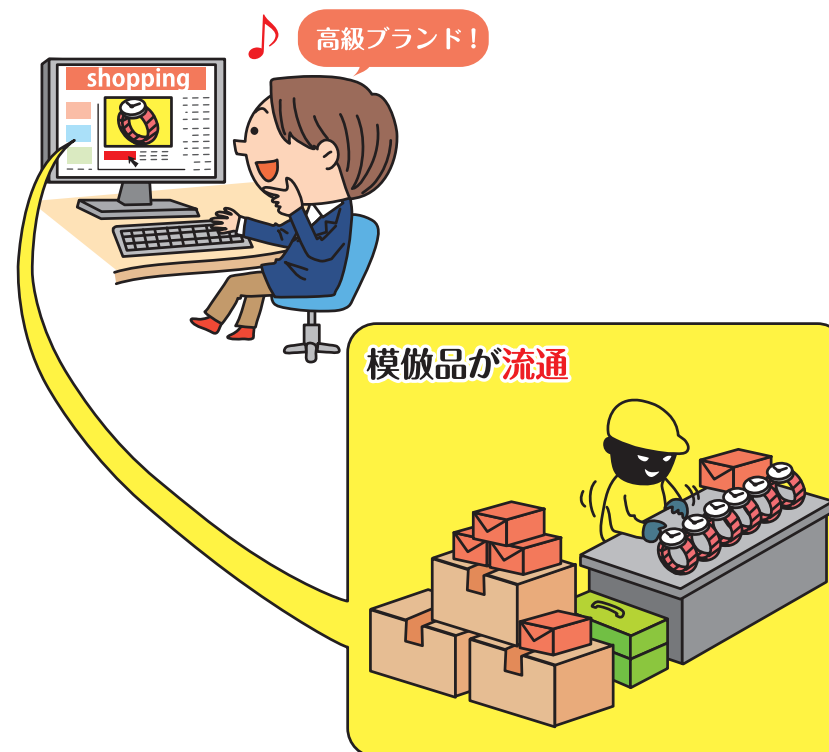
ネットショップでの模倣品に注意 ～ネットショップで模倣品を見つけたら～

- アリババ、タオバオ等の中国ネットショップサイトに自社ブランドの模倣品が出品される場合があります。このような模倣品の出品をやめさせるにはどうすれば良いでしょうか。
- 各ネットショップには知的財産権に関する苦情窓口が設けられており、この窓口を通じて「投訴(苦情処理)」窓口で現地代理人を通じて提出手続きを行う事により、出品の停止措置を取ることができます。ただし、投訴手続きを行う前提として、出品を停止させる根拠となる中国での知的財産権の存在が必要となります。
- 商標を盗用した商品、または似たような商標を付した商品をインターネット上で販売する行為は商標権侵害となりますので、権利主張の根拠となる中国の商標権を提示、具体的には商標登録証をネットショップサイトの「投訴(苦情処理)」窓口で現地代理人を通じて提出窓口で現地代理人を通じて提出する必要があります。逆に言えば、日本で商標権が存在していたとしても、肝心の中国で商標権が存在しなければ、中国ネットショップでの出品停止措置を取ることができません。
- 現地代理人を通じて投訴手続きを行った場合、数週間以内に審査が行われ、権利侵害が認定されれば、商品の出品が停止されます。商品出品者には持ち点が与えられており、出品停止を受ける度に減点されることとなります。従って、知的財産権侵害を繰り返す悪質な業者は持ち点がゼロとなり、永久に出品できなくなってしまいます。
- 上述した例では、商標権侵害の例を挙げましたが、特許権(意匠特許を含む)、著作権等の他の知的財産権についても同様です。商標権侵害を回避するために、異なるネーミングを付して模造品を販売する高度な模倣業者もいます。この場合は、特許権及び著作権侵害を主張することになります。同様に投訴手続きに際しては中国での特許証、中国での著作権証書の提示が必要となります。

(*)

※著作権は本来、登録は不要ですが、権利の公的証明を求められるため、中国の著作権任意登録機関で登録を受けた著作権証書を提示する方法が必要です。

- なお、中国での特許は国家知識産権局に出願して登録を受けなければならず、中国の著作権は、国家版權センターに申請して登録を受けることができます。
- ネットビジネスは今後も拡大し、それに伴いネット上の知的財産権侵害も増加することが見込まれます。中国での権利化を適切に行い、必要に応じて投訴手続きを行うようにしましょう。



3 中国商標出願の手続きの流れ

中国で安心して製品・商品を販売し、ブランド化を図り、ブランドを守るためにはまず何よりも中国現地での権利化を進める必要があります。以下に中国での商標出願の手続きの流れについて、基本となるポイントをまとめました。

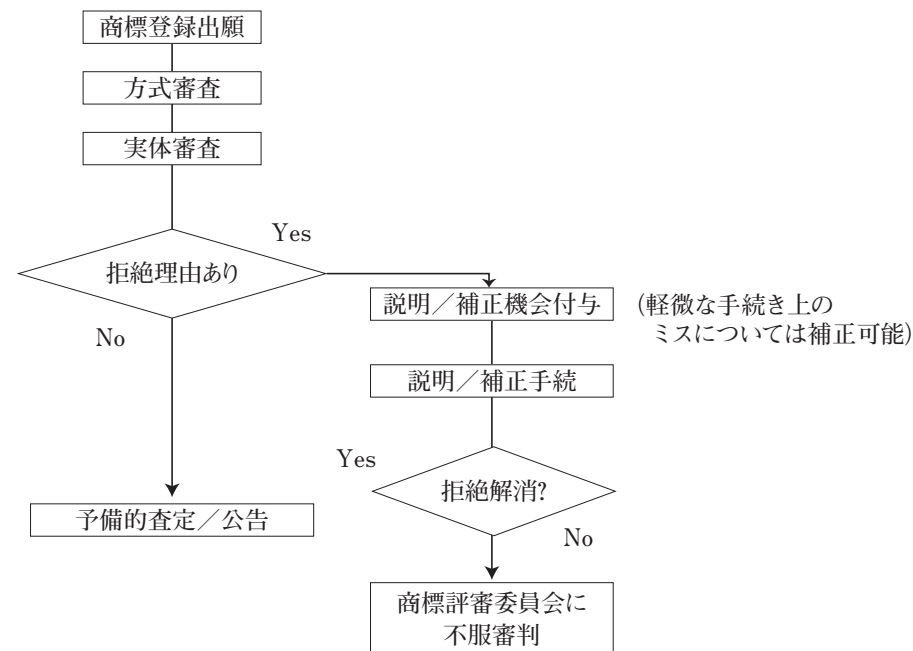
ポイント① 商標出願に必要な書類は？

- 中国で商標出願を行う場合は、「商標登録出願書」を「国家工商行政管理総局商標局」に提出します。提出先は、特許等の場合の「国家知識産権局」とは異なります。
- 出願時に必要な内容、書類は以下の通りです。
 - * 出願人の中国語と英語表記による住所および氏名（法人の場合は「登記事項全部証明書」、個人の場合はパスポートのコピー）
 - * 商標を使用する商品またはサービスおよびその区分（商品 34 区分、サービス 11 区分）
 - * 委任状（中国代理人に対する委任状）
 - * オンライン出願の場合、法人登録番号
 - * 商標見本データ
 - * 優先権証明書（優先権を主張する場合）

ポイント② 出願から登録までの流れは？

- 中国における商標の出願から登録までの流れは、以下のようになっています。
 - 1) まず、商標登録出願をした後、手続き内容や書類に不備がないかの審査が行われます（方式審査）。
 - 2) 次に、中国国内で求められる商標権としての要件を備えているかの審査が行われます（実体審査）。
 - 3) この段階で軽微な問題があった場合、今回の改正により、商標局審査官に対する説明や補正の機会が与えられることになりました。
 - 4) 要件が備わっていると判断されると、登録査定がいったん出され、公告されます（予備的査定）。
 - 5) そして、予備的査定公告後3ヶ月以内に誰からも異議申立がなかった場合、無事に商標権が登録されます。
 - 6) もしも、拒絶査定（駁回決定）となった場合でも、商標評審委員会に不服

審判を請求し、拒絶査定の取消を求めることができます。



ポイント③ 審査期間はどれくらい？

- これまで、中国での商標登録は、出願から1年から1年半が必要でした。
- しかしながら、今回の第三次商標法改正により、**商標局は出願書類の受領日から9ヶ月以内に審査を完了しなければならない**と法律で定められました（商標法第28条）。このため、少なくとも、予備的査定について、9ヶ月以内に終了することとなり、**中国での商標権登録までの期間が短縮**されています。

ポイント④ 拒絶されたら、どう対応したらいい？

- 今回の第三次商標法改正により、**明らかに審査官の誤解があるような場合や、手続き面での軽微な問題であれば、我が国と同様に補正**することができるようになりました。
- 商標として登録要件を満たさない場合は、原則としていきなり拒絶査定がされます。この点が特許庁から出願人に対して補正の機会を与えるために「拒絶理由通知」が送付され、一定の要件内で補正が可能な我が国の制度とは大きく異なります。

- 仮に拒絶査定がされた場合、商標登録出願人は不服があるときは、**通知を受領した日から15日以内に、商標審査委員会に審判を請求**することができます（商標法第34条）。
- ただし、複数の商品・役務を指定していた場合、指定商品の一部の商品について部分的に拒絶査定がなされているなら、その他の商品・役務については、審判を請求しなくとも予備的査定がされます。
- 例えば指定商品が第25類のシャツ、靴であり、靴について拒絶されている場合で、シャツについては商標登録の要件を満たしていれば、放置しておいても（不服審判請求をしなくても）、少なくとも第25類のシャツについては商標登録を受けることができます。
- しかし、靴についても登録を受けたい場合は、不服審判請求を行う必要があります。ただし、拒絶査定に対する不服審判請求期間は15日しかないため、拒絶査定を受けた場合はどのような対応を行うかを速やかに決定する必要がある点に注意してください。

ポイント⑤ 分割出願も検討できます

- 今回の第三次商標法改正で、中国でも我が国制度と同様に、「一商標多区分制」が導入され、1つの商標に対して、複数の商品・役務を指定して出願することが可能になりました。（詳しくは後述します）
- 同時に、「分割出願制度」も導入されています（実施条例第22条）。このため、商標局が一部の指定商品に対して拒絶を行う場合、出願人は**当該出願において予備的査定された分については別の出願に分割することも可能**です。
- その上で、拒絶された分については、もともとの出願日を確保した上で、その後の対応を検討することができます。
- ただし、分割を行う場合、出願人は商標局の「商標登録出願一部拒絶通知書」を受け取った日から15日以内に、商標局に分割出願を行わなければならないため、審判請求と同様に、どのような対応を行うかの決定は速やかに行う必要がある点に注意してください。

ポイント⑥ 異議申立手続きとは？

- 中国では、**予備的査定され公告された出願商標に対して、3ヶ月以内に登録の異議を申し立てる**ことができます（商標法第33条）。
- 審査官が審査を経て、商標登録を認めても良いと判断した場合、予備的査定を

し、公告（公報に掲載）されますが、その登録に対して「おかしい」と第三者が言えるということです。

- 中国では、登録を遅らせるために、理由がないのに第三者がわざと異議申立を行うようなことが増加していたため、今回の第三次商標法改正により、異議申立をできる第三者の条件が制限されました。
- 具体的には、**先行権利者または利害関係者**のみが異議申立を行うことができることとなりました。たとえば、現地の販売代理店等の業務取引関係にある第三者が勝手に中国で商標登録を出願したような場合、代理店指定元である日本企業が異議申立を行えば、登録を阻止することができます。
- ただし、提出を求められる「**異議申立理由書**」に、申立人が中国国内での先行権利を有すること、あるいは、利害関係があることを明記しなければなりません。

1 中国商標法の改正ポイントの概観

第三次改正中国商標法は、2013年8月30日に第12回全国人民代表大会常務委員会を通過し、2014年5月1日より施行されました。

その前の第二次改正商標法は13年前の2001年に施行されており、今回の法改正は13年ぶりで、改正点も53にのぼるという大規模な改正となりました。これまで我が国企業が悩まされてきた第三者による商標権の先取りの防止や悪質な侵害に対する罰則規定の強化等、正当な権利者の保護が強化されています。

手続き面においても、一つの商標に対して商品・役務（サービス）の区分が多数選択可能、審査プロセスでの説明や補正が可能、電子出願も可能と、我が国と同様の手続きが増え、実務面でも大きな変化が見込めます。

これらの法改正は、我が国中小企業の中国ビジネス展開にとっても重要な意味を持っています。本冊子では、以下にそのポイントについて、特に我が国中小企業の皆様の日々のビジネスに直結し関心が高いと思われる項目を取り上げ、解説をしています。

なお、掲載した関連条文は公式の翻訳文ではないため、疑議のある場合は中国語原文を専門家と共に検討してください。



2 中国ビジネスに直結！ 重要改正ポイントを厳選！

(1) 一商標多区分制の導入

→我が国商標制度と同様に、一商標で多くの区分の指定が可能に！

(2) 審査プロセスでの出願人の説明、補正が可能に

→出願プロセスでの説明や補正が一部可能に！

(3) 馳名商標(中国国内の著名な商標)の保護制度改革

→馳名商標の認定が明確化、一方で馳名商標の表示は禁止に

(4) 業務提携にある者の無断登録禁止

→販売代理店、生産委託先の無断登録は阻止！（条件あり）

(5) 異議申立制度の見直し

→異議申立人の資格・理由を限定

(6) 登録商標の使用義務

→中国国内で識別行為に用いていないと無効になるリスクに要注意！

(7) 他人の登録商標を模倣した企業名称(商号)の使用を防止

→他人の登録商標や、未登録の馳名商標を商号として使用するの不可に！

(8) 先使用権の新設導入

→中国国内で先に使用し、一定の影響力が条件である点、要注意！

(9) 罰則と損害賠償が厳格化

→行政ルートによる罰則が強化され、3倍賠償も導入

(10) その他の主な改正ポイント

→音声の商標の出願が可能、存続期間更新手続きの延長が可能、使用許諾の登録義務と第三者対抗要件 など

改正ポイント1

一商標多区分制の導入

〔これまで：一商標一区分、出願は書面のみ〕

- 中国ではこれまで長らく一商標一区分のみ。
- 出願も書面のみで、我が国のような電子出願はなし。

改正前は…

【一商標で一つの区分のみ】

- たとえばスポーツ用品製造販売のA社が中国で新商品を販売するにあたり、「CooooL A!」という商標の登録をしたい例について考えてみましょう。
- C社では、衣服、靴、カバン等の複数の商品についてこの商標を使い、中国で販売代理店を通じて販売を行うとともに、大都市では直営店での小売を予定しているとします。複数の分野で、同一の商標を使い、統一したブランドイメージの構築を目指そうとしているような例です。

【改正前はすべての区分で出願が必要】

- こういった場合、これまでの中国商標法では、商標は同じであるにも関わらず、一つ一つの商品分野やサービス分野(区分)ごとに、すべて個別の出願が必要でした。その分の出願の費用・手間がかかりました。
- また、出願は書面のみで、我が国のような電子出願はできませんでした。たとえば、展示会出展前に、急いで出願したい場合でも、現地で書面で出願するしかなかったのです。



改正後は…

【22条で多区分出願、電子出願を規定】

- 商標登録出願の一つの申請において、多数の区分について同一の商標出願をすることが可能。分割出願も可能になった。
- 出願は書面または電子データにて提出することが可能。
- 先に登録した使用範囲を超えて、使用商品を追加したい場合は別に登録出願を行う。(第23条)



〔改正後：一商標多区分での出願可能、電子出願導入〕

ポイント1 商品区分表に基づき、商品区分名＋商品名を明記

- 商標を使用する商品／サービスの区分及び商品／サービス名称は、中国商標局の区分表に基づいて記載します。日本で商標登録していた商品／サービス名称に対し、中国では修正や変更する必要がある分類もありますので、ご注意ください。
- （修正・変更の例）日本「第35類小売・卸売」で指定、中国への出願の場合は「商品＋第35類」を指定。
- 登録判断は、類似する商品・サービス区分を含めて行われます。

ポイント2 多数の区分を指定可能、追加は別出願

- 改正後は、一つの出願の申請で、多数の区分及び商品名サービス、名称を指定することができるようになりました。ただし、先に登録した使用範囲を超えて、使用商品を追加したい場合は別に出願してください。
- また、分割出願も可能となったため、一部の商品についてのみ拒絶理由がある場合、拒絶されたものだけを分割して出願することも可能になりました。(实施条例第22条)
- 必要以上に数多くの区分を指定すると、登録が遅れることもありますし、出願費用も増加する点にご注意ください。



ポイント3 特許に続き、商標の電子出願も可能に

- 中国では特許について電子出願がすでに導入されていますが、商標についても電子出願が可能になりました。

〔関連条文〕

- 商標登録出願人は、一つの申請において、多数の区分について同一の商標出願をすることが可能。商標登録出願の関連書類は、書面または電子データにて提供することができる。(改正中国商標法第22条第2項、第3項)
- 登録商標について、登録許可された使用範囲以外の商品について商標専用権を取得する必要がある場合には、別に登録出願をしなければならない。(同第23条)

改正ポイント2 審査プロセスでの出願人の説明、補正が可能に

〔これまで：軽微な手続き上のミスも修正できず、いきなり拒絶査定〕

- 審査官が審査し、反論する機会はなく拒絶査定。拒絶査定に対する不服申立は15日以内で、外国企業にとって迅速な対応は困難。

改正前は…

【いきなり拒絶査定！】

- 我が国の商標制度と異なり、中国では審査官が審査により登録すべきではないと判断した場合、いきなり拒絶査定となり、たとえ軽微な手続き上のミスであったとしても、出願企業が補正する機会はありませんでした。
- このため、たとえばB社が拒絶査定を受けたものの、1ヶ月後に製品販売が決まっていた、何とか商標権登録を目指したいような場合、査定からわずか15日以内に拒絶査定に対する不服を申し立てないといけませんでした。しかも、電子出願でなく、すべて書面で行う必要がありました。
- 15日の間に、対応の検討や、現地代理人への連絡・協議を行わなければならないのは、海外企業にとっては大きな負担でした。

【改正前は、拒絶査定に対する不服審判が増加、結論に時間】

- これまでの中国商標法では、商標局が出した拒絶査定を覆すためには、商標評審委員会に不服審判を請求するしかなく、審判の請求が増大し、結果が出るまでに数年かかることもありました。



改正後は…

【29条を新設、審査プロセスでの意見・補正が一部可能に】

- 手続き上の軽微なミスであれば、補正が可能に。
- 商品区分の一部を削除すれば、他区分については登録を受けられるような場合、補正を行うことで権利化が可能なことも。
- 必要がなければ、説明や補正は行う必要はなし。
- 出願は9ヶ月内で審査完了（第28条）、拒絶査定に対する不服審判請求も9ヶ月内で審理完了（第34条）と規定。



〔改正後：出願後の説明や軽微な補正が可能〕

ポイント1 手続き上の軽微なミスであれば、修正が可能。

- 申請内容について、審査官の誤解があるような場合に、意見を述べるできるようになりました。
- また、手続き上の軽微なミスであれば、補正することにより拒絶査定の理由を解消することが可能になりました。

ポイント2 指定商品・サービスの区分の削除が可能。

- 軽微な手続き上のミスに加えて、一部の商品・サービスを指定区分から削除する補正が可能になりました。
- たとえば複数の商品区分を指定して出願し、その内の1区分をはずせば商標登録を受けられそうな場合、該当する区分を削除補正することができます。

ポイント3 登録か拒絶かの結果が早く出るようになりました。

- 近年、中国での商標出願から登録まではおよそ1年以内に審査結果が出るようになってきていました。今回の改正でさらに、出願から9ヶ月以内に審査完了と規定されました。
- また、拒絶査定が出た場合の不服審判請求についても9ヶ月以内に審理完了と規定され、今後、中国当局の迅速な対応が期待されます。



〔関連条文〕

- 審査中、商標局は商標登録出願内容について説明または補正する必要があると判断した場合には、出願人に説明または補正を要求することができる。出願人は説明または補正しなかった場合には、商標局が審査決定を下すことに影響を与えない。（改正中国商標法第29条）
- 商標登録出願について、商標局は出願書類の受領日から9ヶ月以内に審査を完了しなければならない。（同第28条）

改正ポイント3

馳名商標の保護制度の改革

〔これまで：著名な商標の保護制度はもともとあり〕

- 中国全国レベルで著名な商標は「馳名商標」として認定を受けると、権利保護が強化。ただし、本来の趣旨と異なり販売促進面で活用される傾向があった。

改正前は…

【本来趣旨と違う形での利用も】

- 改正前から中国の全国レベルで有名な商標は、「馳名商標」として第三者の不正登録や不正使用を阻止することができました。
- もともと、「馳名商標」は未登録であっても、著名な商標を保護するための制度で、我が国企業の例では、SONY、トヨタ、DAIKIN、PANASONIC、LEXUS 等が認定されています。
- ただ、中には地方政府が奨励金を出して取得を奨励したり、中国の企業が「馳名商標」の認定を栄誉なこととして広告宣伝に使ったりと、本来とは異なる面での利用が出てきていました。

【認定プロセスも曖昧】

- 地方政府の中には、認定企業数＝地域の活力を示すという意識から表彰や奨励金により、認定を奨励していた例もあります。
- このため、中国全国レベルでは著名と言えないような商標まで、「馳名商標」として宣伝されている例もありました。



改正後は…

【13条、14条において「馳名商標」を明確化】

- 「関連公衆に熟知されている商標」と定義づけ（第13条）。
- 「馳名商標」の所有者が、権利が侵害されたと判断した場合に、保護を求めることが可能（第13条）。
- 認定機関は商標局、商標審査委員会、人民法院に限定（第14条）。
- 「馳名商標」を商品や包装、広告宣伝などで表示することは禁止（第14条第5項）。



〔改正後：馳名商標制度を明確化〕

ポイント1 中国全国レベルで知られている商標が対象

- 今回の改正で「馳名商標」は法的に定義づけられました。中国で未登録の商標であっても、認定されれば権利保護が拡大されます。
（定義づけ）「関連公衆に熟知されている商標」（商標の複製、模倣、翻訳を含む。非同一・非類似の商品も対象に含む。）
- 認定は、以下の要素が考慮されます（改正前と同じ）。
（認定要素） ①関連公衆の当該商標に対する認知度
②当該商標の継続的な使用期間
③宣伝の継続期間・程度・地理的範囲
④馳名商標としての保護記録
⑤その他

ポイント2 具体的な案件で、個別に当事者が認定を請求

- 具体的に権利が侵害された個別の案件ごとに、馳名商標の所有者が認定を請求します。したがって、一度、認定を受けたからといって、案件が異なれば再び請求を行う必要があります。
- 認定は案件に応じて、以下の3機関が行います。
（認定機関） 商標局（商標登録審査や商標法違反事件の摘発の過程で認定）
商標審査委員会（商標紛争処理にあたって認定）
人民法院（民事、行政案件の処理にあたって認定）

ポイント3 「馳名商標」の表示は禁止、罰則もあります

- 「馳名商標」の認定をある案件で受けたからといって、商品や包装・容器、広告宣伝等に表示をしてはいけません。
- 違反すると10万円の過料（罰款）となります。



〔関連条文〕

- 改正中国商標法第13条第1項（定義づけ）、第14条（認定、表示禁止）、第53条（罰則）。

改正ポイント4 業務提携にある者の無断登録禁止

〔これまで：代表的な被害例〕

- 中国への本格進出前に、販売代理店に販売を委託。
- 販売代理店が商標権を無断登録し、後から手数料や権利の買い取りを要求。

改正前は…

【代理店が勝手に現地で商標登録！】

- たとえばJ社が中国で業務提携先C社（販売代理店）により自社商品を販売する例を考えてみましょう。
- J社は日本で商標権を取得し、ブランドマークとして長年使用して、信用を築いてきました。業界ではJ社のブランドマークを目印に他社製品とは区別して、商品を購入する顧客が多数います。
- J社は本格的に中国市場にも打って出ることとし、直接販売に切り替えようとしていました。ところが、C社からある日突然、「中国ではC社が商標権を取得しており、ブランドマークを使用するなら、権利を購入せよ」と言ってきました。このよう例は多発しています。

【改正前はなすすべなし？】

- こういった場合、これまでの中国商標法では、先に商標を出願して登録を受けて販売してきたC社の権利は有効なものとして成立しており、対抗策はありませんでした。自社のブランドマークなのに、結果的に高値で購入させられた事例もみられます。



改正後は…

【15条2項を新設、無断登録はだめ！】

- 業務提携にある者の無断での登録申請は、登録されない。
- 取引関係があるC社が、明らかにJ社の商標の存在を知っていたとの証拠必要。
- J社が登録の異議を期間内（予備的査定公告後3ヵ月以内）に申し立てる必要がある。



〔改正後：業務提携にある者の無断登録は禁止〕

ポイント1 関係性を示す証拠が必要です

- 販売代理店や業務提携先との取引関係があり、関係を示す証拠が必要になります。案件発生前から、関連書類は保管しておいてください。
（証拠例） J社とC社の販売代理店契約書
中国でC社が販売にあたり使用したパンフレットにおけるJ社についての記載 等

ポイント2 相手が商標を知っていたことの証拠が必要です

- 業務提携先が、明らかに当方の商標であると知っていたことを示す証拠が必要になります。契約書の中で商標の記載があるか、または別途、商標の使用許諾があるか等の確認が必要です。
（証拠例） 販売代理店契約書の中での使用商標についての記述
商標の使用許諾に関する契約書類
C社が中国で配付した広告資料（J社商標の掲載）

ポイント3 3ヶ月内に異議申立、または無効審判

- 登録の異議申立を期間内に、先行権利者や利害関係人等が適切に行う必要があります。
（期間） 公告日から3ヶ月以内
（適格） 先行権利者、利害関係人
- 3ヶ月を過ぎた場合であっても、無効審判を請求することが可能です。（登録日より5年以内に先行権利者または利害関係者が請求）



〔関連条文〕

- 同一商品または類似商品について登録出願した商標が他人の先使用した未登録商標と同一または類似し、その出願人が、当該他人と前項に定めた状況以外の契約、業務取引関係またはその他の関係があることにより、他人の商標の存在を明らかに知っている場合には、当該他人が異議を申し立てた時、その登録を拒絶する。（改正中国商標法第15条第2項）。

改正ポイント5 異議申立制度の見直し

〔これまで：異議申立は誰でも可能〕

- ・商標登録の予備的査定の公告後3ヶ月以内は、誰でも異議申立を行うことが可能。
- ・異議申立件数が増加、登録妨害の意図的な申立もあり、権利化に遅れが生じていた。

改正前は…

【異議申立は誰でも可能】

- ・たとえばD社が中国で自社商品を新たに販売するために、日本国内で使用してきた商標登録を出願した例を考えてみましょう。
- ・中国にはライバルメーカーのE社があるとします。E社は特段、先行する類似商標を登録しているわけでもないのですが、D社の商標出願の予備的査定の公告を見て中国への進出を察知し、D社の中国市場進出を遅らせる目的で、異議申立を行ったような場合です。
- ・改正前は、誰でも公告された商標登録出願について異議申立を行うことが可能でしたので、このような事態も発生していました。

【異議申立が有効に機能した例】

- ・山形県の地名である「米沢」について、中国・瀋陽市の個人が飲食店・ホテル、加工食品を指定して出願、事実を知った米沢市が「周知の外国地名」として期間内に異議申立を行いました。
- ・本件では、米沢市の主張が認められ、第三者による出願は拒絶されました。



改正後は…

【相対的理由については、先行権利者・利害関係者に限定】

- 国旗や識別力がない等の理由は、引き続き誰でも異議申立が可能で、期間制限もない。
- 他人との権利関係や取引上の関係で異議を申し立てできるのは、先行権利者や利害関係にある者に限定。
- 異議申立期間は公告日から3ヶ月以内（改正前と同じ）。



〔改正後：異議申立人を制限〕

ポイント1 先行権利者か利害関係者であることが必要です

- ・絶対的な無効条件（※）を除き、異議申立ができるのは、類似商標を既に登録している商標権者や、取引関係にある利害関係者であることが条件になります。明らかに非類似の区分の商品やサービスについては異議申立はできませんので、ご注意ください。
- ・「異議申立理由書」には先行権利や、どのような利害関係にあるかを記入することになるため、関連書類を整えておく必要があります。
※国旗や識別力がない等の理由、出願書類の偽造等の欺瞞的又は不正な手段で登録を得た場合

ポイント2 公告日から3ヶ月以内に異議申立を行います

- ・公告から3ヶ月以内でないと異議申立ができません。
- ・世界で一番多い中国での商標登録出願を常にウォッチしておくことは大変です。しかし、自社にとって重要な商標については、公告を定期的にチェックしておくことが必要でしょう。



ポイント3 異議申立が不成立→権利登録→無効宣告請求へ

- ・もし異議申立が認められなかった場合は、商標登録されます。登録を取り消したい場合には、無効宣告請求を行います。
- ・相手との関係において無効を主張できる理由には以下のものがあります。（第45条で規定）
（無効理由） 馳名商標（商品区分が異なっても主張可能）
代理登録、ビジネス関係者の先登録（販売代理店等）
地理的表示、他人の同一類似商標、先願主義
先使用商標の不正登録

〔関連条文〕

- ・改正中国商標法第33条。
- ・異議申立の結果に対する不服申立の制限については第35条第3項。
- ・無効理由については第44条第1項、第45条第1項。

改正ポイント6

登録商標の使用義務

〔これまで：商標の使用＝商業活動に商標を用いること〕

- 中国の国内市場では流通しないために、商標としての機能は発揮せず、中国の工場で商標を付し、そのまま外国へ輸出するケースも多い。

改正前は…

【中国市場には流通していない例】

- たとえばF社が中国の現地工場で自社製品を生産し、商品に中国で登録している商標を刻印した後、段ボール箱に詰め、日本や米国向けに箱に詰めた状態で輸出する例を考えてみましょう。こういった例は身近なものではないでしょうか？
- F社の製品には中国での登録商標を付していますので、商標を使用しているように思います。しかし、工場から箱に詰めたまま出荷されていますので、F社の商標を付した商品は中国市場に登場することがないため、「中国国内での使用」とは言いがたい状況になります。

【出所表示機能とは】

- 市場で、その商標を目印に需要者（一般消費者や企業）が購入をしている場合、商品の出所を商標によって識別していると言えます。
- 工場生産してそのまま外国へ輸出する場合は、中国国内で商標が本来持つ機能を果たしているとは言えません。



改正後は…

【48条を新設、「使用」の意味を明確化】

- 商標の使用とは出所表示機能を果たすような行為と明確化。
- 中国国内で使用していないと、「不使用取消審判」が起こされ、登録が取り消されるリスクあり。
- 第三者が自社の登録商標と同一・類似の商標を、同一・類似の商品に付して海外に輸出しようとした場合も、中国国内での使用とならないため、差止めが難しくなる点にも要注意。



〔改正後：商標の使用＝商品の出所を識別する行為〕

ポイント1 中国市場で出所を識別する行為が使用に該当

- 商品等に商標を付しているだけでなく、中国市場において出所を識別させるための行為に商標が使われていないと、商標の「使用」として認められません。
（使用例） 商標を商品に印刷や刻印、商品の包装または容器に印刷
商標を商品取引文書に印刷
商標を宣伝広告に使用、展覧会のブースや展示物に使用 等
- 侵害を受けて損害賠償請求を行う場合、事前3年間の登録商標の使用実績について、人民法院への証拠提出が必要になります。使用を示す書類は必ず保存しておいてください。

ポイント2 （改正前から）継続して3年間使用していないと、誰でも当該登録商標の取消を請求することが可能

- 正当な理由がないのに、3年の間に一度も中国国内で登録商標を使用していないと、「不使用取消審判」の請求を受けて、登録商標が取り消されてしまうリスクがあります。
- 中国の工場生産し、すべて日本に輸出していた場合は、中国国内での使用に該当しません。登録商標の取り消しを避けたい場合は、中国国内で適切に使用しましょう。



ポイント3 正当な理由があれば、不使用には該当しません

- 「正当な理由」があれば、不使用には該当しません。
（理由の例）日本で販売している医薬品を、中国に輸入し販売するために、国家食品薬品管理監督局に申請し、承認を待っている 等

〔関連条文〕

- 使用の定義は改正中国商標法第48条（新設）。
- 不使用取消審判については第49条。

改正ポイント7 他人の登録商標を模倣した企業名称の使用を防止

〔これまで：代表的な被害例〕

- 他人の登録商標を模倣し企業名称（商号）として登録する例や、他人の企業名称を模倣して商標を出願・登録する例が多発。

改正前は…

【登録商標を模倣した商号】

- 中国では、会社を設立する際は、「企業名称事前審査確認手続き」（中国語「企业名称预先核准」）を申請する必要があります。管理は国家工商総局・地方工商局が行い、管轄の地域内で同一業種に同一・類似の企業名称がなければ、その企業名称を使うことが許可されます。
- 中国で有名な商標を真似て、文字の一部を変えた企業名称や、有名な企業名称の一部を取り入れた社名を見て、系列会社と誤解して、その企業の商品を購入したり業務を発注することもあるでしょう。
- このような場合、馳名商標の認定を受けると、企業名称の抹消を請求できますし、商標権侵害または不正競争であるとして、裁判によって相手方を訴え、企業名称の使用停止や使用の規範化等を求めることも可能です。



【有名な企業名称を商標として登録するのは不可】

- 改正前から中国商標法第31条（改正後は32条、条文は同じ）によって「商標登録の出願は、他人が現有する先行権利を侵害してはならない」と規定されており、この「先行権利」には、商標権以外にも著作権、意匠権、企業名称等が含まれます。



改正後は…

【58条を新設、反不正競争法で処理と規定】



- 他人の登録商標、未登録の馳名商標を、企業名称として使用し公衆を誤認させた場合、反不正競争法（我が国の不正競争防止法に該当）で解決の道へ。
- 損害賠償請求、使用停止、使用の規範化を求めることが可能。

〔改正後：他人の登録商標を模倣した商号の使用を防止〕

ポイント1 登録商標であるか、未登録の場合は馳名商標の認定が必要

- 登録されている商標か、未登録でも中国全国レベルで知られているような著名な商標（馳名商標）としての認定を受ければ、新設された第53条の規定に基づき、不正競争防止法上の保護を受けることが可能です。

ポイント2 不正競争に該当すると認められると、不正競争防止法による保護を受けられます

- 公衆を誤認させ、不正競争に該当すると認められた場合、不正競争防止法による救済を受けられます。具体的には、裁判を通じて、損害賠償請求、当該商号の使用停止や使用の規範化（誤認されないように使用すること）等を求めることができます。
- また、裁判の中で、人民法院に馳名商標の認定を受け、企業名称を管轄する機関（工商行政管理局）に当該企業名称の登記の取消しを請求することができます。



ポイント3 裁判を通じての解決になります

- 商標権者として、すぐに相手方に商号の使用を差し止められるわけではありません。不正競争防止法の枠組みの中で、裁判を通じての請求になります。

〔関連条文〕

- 他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称に商号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争に該当する行為は、中国不正競争防止法に基づき処理する。（改正中国商標法第58条 新設）。

改正ポイント8 先使用権の新設導入

〔これまで：先使用権はなかった〕

- 先に中国国内で未登録商標として使用していても、後から出願・登録された他人の登録商標が優先され、対抗できなかった。

改正前は…

【先に使用を開始していても未登録商標は何ら権利なし】

- たとえば日本の食品メーカーのG社が中国国内の一部の地域で、商品販売を開始していた例を考えてみましょう。商品の包装にはマークをつけていますが、商標権登録のための出願は行っていませんでした。
- G社は日本国内では商標権を取得し、自社商品のマークとして長年使用しています。中国国内においても、全国レベルの知名度はないのですが、G社の商品を購入する一定の層には馴染みのあるマークになっているとします。
- 中国の調味料メーカーのH社が、G社のマークによく似たマークを自社の商標として出願したところ、中国国内では先行する登録商標がなく、H社が商標権を取得してしまいました。日本の食品メーカーG社が気づいた時には残念ながら異議申立ができる公告から3ヶ月の期間を過ぎていました。

【改正前はなすすべなし？】

- H社がG社の中国国内における使用をやめるよう求めてきた場合、これまでの商標法では従わざるを得ませんでした。
- または交渉により、H社から商標権の使用許諾を得ることができれば、ライセンス料を支払った上で使用でき、許諾を受けられなければ、使用を中止せざるをえませんでした。



改正後は…

【先使用権の規定を新設】

- 他人の登録商標の出願前に使用していたことにより、未登録でも一定の条件のもとで、引き続き使用が可能。
- 他人の登録商標の出願前に、自社の未登録商標が中国国内で一定の影響があることが必要。証拠も必要。
- 出願前に使用していた範囲内でのみ使用可。



〔改正後：先使用権の主張が可能、ただし条件を要チェック！〕

ポイント1 第三者の出願前に中国国内で使用し、一定の影響力を有していたことが必要

- 第三者による登録商標の「出願前」に、「中国国内で使用」し、一定の影響力を有していたことが条件になります。必ずしも中国全国レベルで知れ渡っているというほどでなく、少なくとも中国国内の業界や一定の地域で知られている必要があると考えられます。
- その証拠書類を提出する必要がありますので、売上や広告宣伝等に関する資料を保管しておくことが重要です。
(証拠例) 使用を開始した時期を示せる資料（カタログ等、日付が必要）
販売量や販売地域を示す資料（売上高等の関連書類や納品書等）
広告宣伝資料（広告掲載の新聞等）

ポイント2 元の使用範囲のみにしか認められません

- もともと販売をしていた地域や販売していた商品の範囲に限定して、当該商標の継続使用が認められるに過ぎません。
- 販売アイテムを増やして当該商標を使うことはできませんし、他地域で販売することもできません。
- 中国での先使用権は日本で認められているよりも限定的な権利ですので、本来は、商標を出願・登録しておくことが重要です。



ポイント3 商標権者から表示を求められることがあります

- 登録商標の商標権者から、区別するための表示を求められることがあります。

〔関連条文〕

- 商標権者がその登録商標を出願する前に、他人が同一または類似の商品について商標権者より先に登録商標と同一または類似の商標を使用し、かつある程度の影響を有するようになった場合、登録商標の商標権者は、当該使用人の元の使用範囲における当該商標の使用を禁止する権利を有しない。ただし、区別要素の追加を適宜に要求することができる。(改正中国商標法第59条第3項 新設)。

改正ポイント9

罰則と損害賠償が厳格化

〔これまで：模倣が多発し、何度も繰り返される〕

- ・技術力が必要な特許権侵害の模倣品製造と異なり、中国での商標権侵害は、模倣品業者が多く、名義を変えて何度も繰り返されがち。

改正前は…

【繰り返される模倣】

- ・中国での商標権の侵害では、模倣品業者がいったん摘発されても、しばらくすると、会社の名義や場所を変えて模倣が繰り返されることが多発しています。
- ・このため、時間がかかる裁判ではなく、模倣対策としては行政ルート（工商行政管理部门に請求）での差止請求が活用されてきました。ただ、行政ルートの場合は、損害賠償請求は調停となり、両者が合意に至らなければ請求することはできません。
- ・これまでは、商標権侵害の過料（罰款）について、①違法売上額の3倍以下か、②違法売上額の算出が難しい場合は10万円の過料（罰款）を課されるに過ぎず、過料（罰款）の増額による止力強化が求められていました。

【損害賠償】

- ・行政ルートの調停、または裁判により請求できる損害賠償額も、①侵害者（模倣業者等）が得た利益か、②侵害により商標権者が受けた損失（裁判費用等も含む）、③上記①②の算出が困難な場合、人民法院が50万元以下で命ずる、となっていました。



改正後は…

【罰則強化、損害賠償に3倍賠償を導入】



- 違法売上額の5倍以下までに罰金を引き上げ（違法売上額が50万円以上の場合）。
- 悪質な再犯は厳罰。
- 悪意のある商標権侵害では、賠償金額を3倍まで引き上げ。

〔改正後：過料（罰款）や損害賠償額が引き上げ〕

ポイント1 過料（罰款）を違法売上額の5倍までに引き上げ

- ・模倣品は本来の販売者と異なり、開発や広告宣伝にかかる先行投資の必要がありませんので、商品等の価格を安くして販売できます。
- ・そうすると、模倣業者の違法売上金額は、正当な権利者が本来なら販売できたであろう金額よりも低い金額となります。
- ・改正後は、違法売上が50万元以上であれば、違法売上額の5倍まで過料（罰款）を課することになりました。違法売上がない、または50万円未満であっても、25万円まで過料（罰款）が引き上げられています（改正前は10万円まで）。

ポイント2 悪質な再犯を厳罰に

- ・5年以内に商標権侵害に当たる行為を2回以上繰り返す、あるいは被害が深刻な場合は、厳罰に処す旨も新たに規定されました。



ポイント3 法定賠償の引き上げと3倍賠償の導入

- ・商標権侵害の損害賠償額は、①侵害により商標権者が受けた損失、②侵害者（模倣業者等）が得た利益、③上記①②の算出が困難な場合は使用許諾費の倍数を参照して合理的に確定されます。
- ・ただし、これらはデータの立証が困難なことも多く、③の場合は中国で他に使用許諾をしていないと認められません。
- ・そこで、①～③による算出が困難な場合には人民法院が、侵害行為の事情に基づき、300万元以下の賠償を命じることが可能となりました（法定賠償）。改正前は50万元が上限でしたので、6倍に引き上げたこととなります。
- ・さらに悪意による商標権侵害の場合で深刻な被害がある場合は、法定賠償の場合は除きますが、3倍まで賠償額を引き上げることが可能となりました。

〔関連条文〕

- ・改正中国商標法第60条、63条等。

改正ポイント10 その他の主な改正ポイント

中国商標法の第三次改正は13年ぶり、改正点も53にのぼります。ここまでは、その中でも我が国中小企業の日々のビジネスに直結し関心が高いと思われる項目を取り上げ、解説しました。以下ではその他の改正点のうち、主なものを取り上げ、ご紹介します。

■中国商標法第三次改正のその他の主なポイント

改正後条項	項目	改正前	改正後	留意点や対応等
8条	音声の登録	「視覚的標章」に限定	標章に「音声等」が含まれることになった ※法上の表記は「声音」	- 人・動物の声、響き、物音 - メロディだけでなく、声でも識別力があれば登録可
10条第1項(7)	欺瞞性があり誤認を生じる商標登録の防止	「誇大に宣伝し、かつ欺瞞性を帯びたもの」は商標としての使用は不可	「欺瞞性を帯び、商品の品質などの特徴又は産地について容易に公衆に誤認を生じさせるもの」は商標として使用は不可	- 産地については「容易に公衆に誤認」を生じさせる場合、使用できない ※16条で地理的表示については別途規定(その地域で生産されていず、公衆を誤認する場合、登録は不可)
40条	存続期間更新手続の期間拡大	38条で、「満了期6ヶ月以内の更新登録の申請」と規定、期間満了後の救済措置はなかった	満了前12ヶ月まで拡大 期間内に処理ができない場合は、満了日から6ヶ月の延長期間が認められた	更新登録の有効期間10年は同様、「満了日の翌日から計算」する

■中国商標法第三次改正のその他の主なポイント

改正後条項	項目	改正前	改正後	留意点や対応等
42条第2項	商標権の譲渡制限	39条で譲渡自体は可能	42条第2項で同一及び類似関係にある登録商標を「一括して譲渡する」こととなった	一括で譲渡せずに区分毎等の譲渡はできないため、要注意
43条第3項	使用許諾の登録義務と第三者対抗要件	40条で「商標使用許諾の契約は商標局に届出」	43条で規定、届出は同じだが、「公告」され、届出を行っていないと、第三者への対抗要件がない	他社が別途契約して届出をしていると、先に契約をしていても使用できなくなる懸念がある
45条	商標権の無効理由(相対的無効理由) 第5章の章名自体が「裁定→無効宣告」に変更	41条で「登録商標の取り消しの裁定の請求」について規定	45条で無効理由を列举(以下に違反するものは無効の対象) - 馳名商標 - ビジネス関係者の先登録 - 地理的表示 - 他人の同一類似商標 - 先願主義 - 先使用商標の不正登録	- 相対的無効理由は「先行権利者」か「利害関係者」のみが無効宣告請求できる - 請求は商標登録の日から5年以内(5年が過ぎると、絶対的無効理由以外は請求できない) - ただし、悪意による登録、馳名商標の所有者は5年以降でも請求可能だが、「悪意」であることの立証が必要。

第4章 中国の知的財産制度と契約基礎知識

1 我が国と中国の知的財産制度の比較

■商標

権利の種別権利内容	日 本	中 国
審査登録機関	特許庁	- 国家工商行政管理総局商標局 (特許の審査登録機関の国家知識産権局とは異なる)
権利内容	- 商品商標・役務（サービス）商標 - 立体商標 - 団体商標 - 地域団体商標 - 色彩の商標 - 音の商標 - 動きの商標 - ホログラムの商標 - 位置の商標 - 存続期間は登録日から10年(更新可)	- 商品商標・役務（サービス）商標 - 立体商標 - 団体商標 - 証明商標 - 音商標 - 存続期間は登録日から10年(更新可)
出 願	1 出願多区分制 - 商品役務数は制限なし - 日本語のひらがな・カタカナは文字	1 出願多区分制 - 商品役務数が10以上の場合追加料金加算 - 日本語のひらがな・カタカナは図形
異議申立	付与後の異議申立期間は2カ月（商標掲載公告日から起算）	付与前の異議申立期間は3カ月（予備的査定公告日から起算）

■特許・実用新案・意匠

権利の種別権利内容	日 本	中 国
権利保護期間（存続期間）	- 特許：出願日から20年 - 実用新案：出願日から10年 - 意匠：登録日から20年 * 権利は公告日から発生	- 発明：出願日から20年 - 実用：出願日から10年 - 外観設計：出願日から10年 * 権利は登録日から発生
特許(発明)	- 審査主義 - 新規性・進歩性・産業上利用性 - 公知・公用：世界基準 - 刊行物公知：世界基準 - 審査請求期限：出願日から3年 - 早期審査・優先審査制度あり - 異議申立制度あり(平成27年4月1日以降)	- 審査主義 - 新規性・進歩性・実用性 - 公知・公用：世界基準(2008年) - 刊行物公知：世界基準 - 審査請求期限：出願日から3年(優先権主張は優先日から起算) - 早期審査・優先審査制度なし - 異議申立制度なし
実用新案	- 無審査主義 - 新規性・進歩性・産業上利用性 - 特許との重複出願は認めない - 権利行使に実用新案技術評価書の提示	- 無審査主義 - 新規性・進歩性・実用性 - 発明特許との重複出願を認める（権利付与段階は一本化） - 権利行使に技術評価報告書の提示（評価書の請求は権利者利害関係人だけ）
意 匠	- 審査主義 - 新規性・創作非容易性 - 関連意匠制度あり - 部分意匠制度あり - 秘密意匠制度あり	- 無審査主義 - 新規性・創作非容易性 - 類似意匠を1出願で可能 - 部分意匠制度なし（日本の意匠出願の優先権主張の場合、点線部分を含め全体としての意匠出願とみる） - 秘密意匠制度なし - 権利行使に評価報告書の提示

商標と著作権

【著作物性のある商標図柄について】

- 中国でも著作権法が制定されており、著作物は保護されます。商標の文字やマーク等を登録されるには顕著性(識別性)が求められますが、創作性は必要ありません。ロゴ文字、マーク、図柄等の中には著作物としての創作性が認められるものがあり、美術の著作物(中国著作権法3条4号)として創作者(著作者)に著作権が認められます。
- 商標出願人が著作者でない場合は、著作者が著作権を有し、商標出願人が著作権を主張するには、著作者から著作権を譲り受ける必要があります(但し著作者人格権は著作者が保有したまま譲渡はできません)。日本も中国も著作権保護の国際条約であるベルヌ条約に加盟し、中国では同じ加盟国である日本の著作物も保護されます。但し、保護の範囲は中国で中国人が認められる範囲と同じく、中国著作権法で保護されるのであり、日本著作権法で保護されるものではありませんので、著作物の保護は日本で保護される範囲とは必ずしも一致しないことに注意が必要です(一般論では日本より保護の範囲が狭いと言えます)。
- 中国進出を企画して日本で使用していた商標図柄(著作物性が認められるもの)を商標出願したところ、第三者がその図柄が中国で未登録と知って先行的に出願登録をして使用している場合、その図柄の登録商標を使用する行為は著作権侵害となりますので、その使用停止を求めることができます。
- 有名な「クレヨンしんちゃん事件」で2012年3月に上海市中級人民法院は中国企業の商標使用行為が日本の双葉社の著作権を侵害するとして、登録商標の使用停止を認める判決を言い渡しました。

【著作権行使の際の注意事項】

- 著作権を取得するには審査や登録は必要ありません(ベルヌ条約の無方式主義)。中国も日本もベルヌ条約に加盟し、中国でも加盟国である日本の著作物も保護されるのですが、中国では著作物及び著作権者であることの証明を求められます。しかも、公的な証明資料を求められるため、日本で著作権

の任意登録をして、その登録証明書を提出することで証明できます。それよりも更に日本の登録証明書を添付して中国の著作権の任意登録制度を利用して登録しておけば、その登録証明で権利が容易に証明できます(中国版權局でも中国で保護を求めるなら中国の任意登録制度を利用すべきであると言われています)。

中国不正競争防止法(中国反不正当竞争法)

【技術ノウハウの保護】

- 商標の保護とは場面を異にしますが、重要な知的財産権として技術ノウハウの保護があります。資源に乏しい日本では、企業は技術力を戦略として成長してきましたが、中小企業もグローバル展開が不可欠となった今日、世界の工場となった中国での生産のための技術輸出をせざるをえない状況にあり、中国でも技術ノウハウの保護を受けることができるのかが大きな課題です。
- 中国でも特許登録を受けて特許権として保護を受けることができますが、技術によっては、特許出願すれば公開されることで直ちに模倣被害を発生させることがあります。後日、特許登録を受けたとしても被害が先に進んでしまい回復が困難な場合など、むしろ特許出願をしないという選択もあります。
- この場合、情報を非公開とし、有用性(その情報が役に立つ情報であること)と秘密保持措置を講じていること(情報を管理していること)を条件に独占的实施の利益を受けることができれば好都合です。日本の不正競争防止法では「営業秘密」としてノウハウの保護が認められています。
- 中国の反不正当竞争法でも、「営業秘密」として技術ノウハウを保護しており(10条3項)、その要件も日本の場合とほぼ同様です。但し、秘密管理を徹底する必要がある、秘密保持措置の要件が満たされず、ノウハウとして保護されないケースも多くみられます。また、実際のノウハウの流出は社員が退職して持ち出すケースが多く、しかも中国は転職が激しく(ジョブホッピング)、被害は跡を絶ちません。そこで、安易に中国に技術輸出せず、核心技術を日本国内に留める企業もあります。

2 契約の基礎知識

契約交渉上の注意

中国企業と契約交渉の際、中国企業が強く出てきて、契約条項を中国語文とし、中国企業に有利な条項を含ませる場合があります。日本企業の多くは、契約交渉に不慣れであるため、相手の意向に反対すると契約がスムーズにいかなくなることを懸念して、中国側の要求を安易に受け入れてしまうケースも多いようですが、相手が強く出てきた場合を事前に考えておき、落としどころを見据えて契約交渉に当たることが重要です。

相手も契約する意向があり、こちらの要求を100%拒否するつもりではないのですから、条件が悪ければ契約はしないということも、あらかじめ言うておく必要があるでしょう。すなわち、「敵を知り己を知らば百戦危うからず」（孫子の兵法）の諺を実践し、有利に交渉を展開することが大切です。

おもな条項 契約書共通

① 当事者	⇒ 委託者（日本企業）、受託者（中国企業＝日系外資企業又は中国内資企業）
② 秘密保持	⇒ 受託者の秘密保持義務、受託者が従業員と秘密保持契約を締結する義務、契約終了後も一定期間義務が継続すること、委託者の同意を得て一部を再委託する場合も同様に再委託先との間で秘密保持契約を締結する義務などを定めます。
③ 準拠法	⇒ 国の異なる企業間の国際契約となり、いずれの国の法律に準拠するかを記載します。定めていない場合は、最密接関連地である中国の法律が準拠法と解釈される場合が多くなります。
④ 仲裁条項	⇒ 紛争解決手段としての仲裁を選択したうえで、仲裁地、仲裁機関などを定めます。日本企業と中国企業との紛争で、日本の裁判所の判決は中国国内で執行できず、中国法院（裁判所）の判決は日本国内で執行できないことから国際商事仲裁機関を指定します。国際商事仲裁機関の仲裁判断は、日本も中国もニューヨーク条約に加盟し、互いの裁判所は相手国の仲裁判断に基づいて強制執行を認めます。仲裁機関には上海国際経済貿易仲裁委員会（SHIAC）・上海国際仲裁センターもあります。仲裁地は、申立てを受ける側の国を仲裁地として定めることもできます。

⑤ 定義 ⇒ 用語の定義、専門用語は、特に定義が大切です。

⑥ 使用言語 ⇒ 日本語と中国語のいずれかを定めます。また、中国語と日本語の契約書で内容の異なる箇所があった場合、どちらを優先的に採用するかも定めます。

3 商標ライセンス契約（生産委託）

おもな条項 商標ライセンス契約

① 登録商標の表示	⇒ 使用許諾の対象となる登録商標を、登録番号、指定区分、指定商品／サービス、商標により定めます。
② 期間・更新	⇒ 使用許諾の期間（登録商標の有効期間内に限る）。なお、有効期間を超える場合は、更新登録手続規定を盛り込みます。
③ 使用許諾態様	⇒ 使用許諾態様として3種類（独占的、排他的、普通）のどれかを規定します。また、再使用許諾（サブライセンス）には、承諾が必要であることを明記するのが良いでしょう。
④ 使用料	⇒ 使用料額について、イニシアル（契約時の定額払い）とランニング（製品数や販売額等に応じた一定期間ごとの支払い）の選択や、締切日、料率、支払方法（送金方法）を定めたいうえで算定します。人民元で定めた場合、外貨（日本円・ドル）送金レート確定方法等も定めます。
⑤ 被許諾者の義務	⇒ 使用する商標を変更しない義務、指定商品を超えて使用しない義務など。
⑥ 品質保証義務	⇒ 被許諾者が、品質を保証する義務のあることを定めます。
⑦ 品質監督義務	⇒ 許諾者（商標権者）が、被許諾者の品質を監督する義務があることを定めます。
⑧ 表示義務	⇒ 被許諾者が自己の企業名称・原産地（製造地）を表示するよう、義務づけられています。
⑨ 帳簿記帳報告・閲覧謄写請求	⇒ 商標を使用した商品の販売数・販売価格を帳簿記帳し報告する義務や、閲覧謄写請求権を定めます。
⑩ 届出	⇒ 商標ライセンスは商標局へ届出を行って登録されていないと第三者に対抗できません。

- ⑪ 第三者の類似商標使用 ⇒ 第三者が類似商標を使用していることを発見した場合の処理を定めます。

商標ライセンス契約書（生産委託）の例

商標ライセンス契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と□□□□（以下「乙」という）は、以下のとおり商標使用許諾（商標ライセンス）契約を締結する。

第1条（商標使用許諾）

甲は、下記登録商標（以下「本件商標」という）を乙に対し使用許諾する。

登録商標 第 _____ 号 文字・図柄

指定商品／サービス 第 _____ 類

第2条（期間）

- ① 商標使用許諾期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。
- ② 期間満了に際し、甲乙双方に異議がない場合、更に _____ 年間、契約を更新することができる。

第3条（使用許諾態様）

- ① 本件使用態様は、非独占・非排他的の普通（通常）使用許諾とする。
- ② 乙は甲の承諾を得ずにいかなる形式又は理由をもってしても本件商標を第三者に使用を許諾してはならない。

第4条（使用料）

- ① 乙が甲に支払う商標使用料は下記のとおり定める。
- 商品1個につき _____ とする。
- （サービス1日につき _____ とする。）
- ② 乙の使用料の支払方法は下記のとおり定める。
- _____

第5条（乙の義務）

- ① 乙は、甲から許諾を受けた本件商標の文字、図形又は組み合わせを変更し、又は許諾を受けた範囲を超えて使用してはならない。
- ② 乙が商品・包装・広告等に本件商標を使用する場合、事前に甲に製品等を提示して、その許諾を得なければならない。

第6条（品質保証）

乙は、本件商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

第7条（監督）

甲は、乙が本件商標を使用する商品の品質を監督する権利を有する。

第8条（表示義務）

乙は、本件登録商標を使用する商品に、自己の企業名称及び商品産地（製造地）を明記しなければならない。

第9条（帳簿記帳報告義務・閲覧謄写権）

乙は、本件商標を使用した商品の販売数量・販売価格等を帳簿に記帳し、定期的に甲にその内容を報告する義務を負い、甲はその帳簿を閲覧謄写する権利を有する。

第10条（届出）

甲と乙は、本件契約締結後に速やかに商標局に使用権の届出を行い、使用権の登録を行うものとする。

第11条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約の交渉・締結・履行に際し知りえた相手方の技術上又は営業上の秘密情報を、第三者に公開し、又は利用させてはならない。本契約が終了した後も同様とする。

第12条（第三者の類似商標の使用）

乙は、第三者が本件商標に類似する商標を使用していることを発見した場合、速やかに甲に通知して、甲に対し第三者の使用の禁止を求めることができる。

第13条（準拠法）

本契約の準拠法は中国法とする。

第14条（紛争解決手段）

- ① 本契約に起因して紛争が発生し、協議によるも解決できない場合、甲又は乙は相手国の商事仲裁機関に対して仲裁申立てを行うことができる。
- ② 仲裁機関・仲裁地は、甲が申し立てる場合は上海国際経済貿易仲裁委員会／上海国際仲裁センター（SHIAC）とし、乙が申し立てる場合は一般社団法人日本商事仲裁協会・大阪事務所とする。

第15条（定義）

本契約にいう用語の意味は下記のとおりとする。

「 _____ 」とは「 _____ 」を指す。

第16条（言語・作成部数）

本契約書は日本語文及び中国語文で作成し、一式各 _____ 部とし、両言語文は同等の効力を有する。両国語文の意義に齟齬が有る場合は中国語版を基準とする。

第17条（発効日）

本契約は甲乙が各自署名押印することにより効力を生じる。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

商標権譲渡契約書の例

商標権譲渡契約書

譲渡人〇〇〇〇（以下「甲」という）と譲受人□□□□（以下「乙」という）とは、登録第 号中国商標権「 」に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、甲の所有する下記の登録商標（以下、「本件商標」という）に係る商標権を乙に対し譲渡する。

商標登録番号	第	号
登録日	年	月 日
指定商品／サービス	第	類

第2条 譲渡金額は金 万円とし、乙は本契約締結の日から〇日以内に甲の指定する銀行口座への振込により甲に支払うものとする。

第3条 甲乙双方は本契約を締結し、共同で商標局に譲渡申請をしなければならないのであり、乙は、その費用を負担する。甲は、乙の要請に従って譲渡手続に必要な全ての書類を乙に交付する。

第4条 甲は、第三者に対して、登録の有無や名称を問わず、本件商標に関して一切使用権を許諾していないこと、又は抵当権を設定していないことを保証する。

2 甲は、甲の知る限り、第三者が本件商標を侵害している事実はないことを保証する。

3 甲は、類についてまたは類に関連する商品について、本件商標と同一又は類似する商標を登録又は出願していないことを保証する。

第5条 甲は、本契約に署名捺印すると同時に商標権譲渡申請書にも署名捺印し、かつ本件商標の登録証原本を乙又は乙の代理人に交付する。

第6条 本件商標の譲渡申請が中国商標局に許可された後、乙は本件商標に関する全ての権利を享有する。甲は本件商標に関する全ての権利を喪失し、本件商標に係る使用を停止し、かつ本件商標に対して取消請求をしてはならない。

2 譲渡申請が拒絶された場合は、甲は譲渡金額を全額返却しなければならない。

3 本契約の発効日から、甲はいかなる事実と理由に基づきいかなる商品についても文字を含む商標を登録出願してはならない

第7条 甲乙双方は本契約の全ての条項を遵守することを保証する。一方の当事者は本契約の規定を遵守しない場合には、相手方当事者に _____ にあたる違約金を支払わなければならない。違約金を支払った後、本契約は引き続き履行されなければならない。

甲 住所
社名
代表者 (印)

乙 住所
社名
代表者 (印)

4 商標権譲渡契約

おもな条項 商標権譲渡契約

① 譲渡される商標権の表示 ⇒ 譲渡の対象となる商標権を、登録番号、登録日、商標、指定商品／サービスにより特定します。
指定商品／役務の一部分のみを譲渡することは認められません。又、商標権者が類似する商標権を複数所有しているときは、全て一緒に譲渡する必要があります。

② 対価 ⇒ 商標権を譲渡する対価を決めます。その対価の額のみならず、支払時期や支払方法も決めます。対価を分割支払いする方法も認められます。
商標権の譲渡についてその対価は大切です。額のみならず、支払条件もはっきり明示しておく必要があります。

③ 商標局への届出 ⇒ 商標権の譲渡は当事者間で合意するだけではその効力が発生せず、商標局へ届出をする必要があります。届出は今般の商標法改正で、譲渡人と譲受人が共に行うことが必須となりました。
商標権の譲渡は、商標局へ両当事者が共に届出を行います。商標局における審査を経て認定された後に、譲渡された旨が公告されて譲渡の効力が発生します。

④ 商標の保全 ⇒ 譲り渡す商標権は瑕疵のないこと、つまり、登録取消理由や抵当権を設定していないことを確認します。加えて、譲渡の後で、元の商標権者から取消請求などをしないことを誓約します

第8条 本契約に規定のない事項、又は本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、甲乙協議の上誠意をもって解決にあたるものとする。

以上の契約を証するため本書2通を作成し、署名捺印の上、甲乙各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 住所

社名

代表者

⑨

乙 住所

社名

代表者

⑨

5 中国における知的財産の保護

知的財産権侵害の救済における日本と中国の違いは、双軌制といわれるように司法ルートのほかに行政機関に取締りを求める行政ルートが広く認められている点です。知的財産権の権利別に行政機関も次のとおり分かれています。

権利の種別	登録機関	取締り機関
特許・実用新案・意匠	国家知識産権局	地方知識産権局
商標	国家工商行政管理総局	地方工商行政管理局
著作権	国家版權局	地方版權局
プログラム著作権	中国著作権保護センター	地方版權局
企業名称件(商号)	地方工商行政管理局	各級工商行政管理局
ドメインネーム(域名)	中国インターネット情報管理センター(CNNIC)	域名紛争解決機構

(1) 行政ルートと司法ルート

① 行政ルート

- 中国の特色として、権利侵害の救済のために行政機関に摘発取締りを求める制度があります。
- 1949年の建国以来、社会主義計画経済の下に行政機関による経済秩序の管理監督制度が採られてきたため、1978年に外資導入の経済改革開放に転換した後も、行政機関による経済的活動の一環である知的財産権侵害に対する取締制度が設けられました。

② 司法ルート

- 権利侵害の救済として、裁判所に訴える制度であり、日本等の諸外国と同様です。本訴前の差止仮処分や財産保全措置も認められます。
- 民事裁判のほか刑事裁判も認められますが、侵害に関する罪や権利詐称・虚偽表示罪等の罰則があります。

(2) 中国専利法による特許・実用新案・意匠の保護

中国専利法は特許・実用新案・意匠を規定しており、その特色は、特許は新規性・進歩性等の実体要件を審査して登録されますが（審査主義）、実用新案は実体要件を審査せず方式審査だけで登録し（無審査主義）、意匠も同様に無審査主義である点が日本と異なります。

日本企業の中国への進出には**技術ノウハウの供与を伴う場合が多く、技術流出のリスクが伴うことに注意**しなければなりません。特許で守れる技術は、出願登録により権利化を図ることができます。

技術公開されると模倣品が氾濫して特許登録後の権利行使では防ぎようのない場合は、特許出願はせずにノウハウで供与する方法が採用されます。ノウハウは中国の不正競争防止法（反不正当竞争法）により保護されますが、その要件は日本とほぼ同じであり、秘密管理（秘密保持措置）が重要となり、それが不備でノウハウ保護を受けられなかった事例も少なくありません。

技術が生命線の日本企業の場合、進出に伴い技術流出するリスクが高ければ、中国への進出を見直すという選択肢もあることを念頭に置く必要があります。

(3) 中国における商標保護

会社パンフレットに、社名のほかに、**社名ロゴ文字やマーク**等が掲載されてい

※1 中国政府が外資導入項目としてハイテク・環境関連技術を奨励し、優遇税制等の政策を採用している。

る場合、それらロゴ文字やマークは商標登録していないことも多く、それを見たブローカー等が商標局のデータベース検索をして未出願とわかると、直ちに出願をし、それを不当な価格で売り付けようとする者も多くみられます。また、商標出願を代理する機構の中にはブローカーと結託したり、それらに協力する者がいるなど商標代理機構のモラル低下が叫ばれています。

2014年の商標法改正で、代理機構に信義誠実原則に基づく法令遵守義務、守秘義務、ブローカー行為の禁止等と違反者への罰則、業務停止決定等が規定され、商標協会等の代理業界組織の会員に対する指導義務や懲戒権限が規定され、改善が期待されるようです。

これらの対策としては、海外事業の展開前に、中国へ商標出願をして権利化をしておけば安心です。出願費用を惜しんだために、デザインまで工夫した大事なロゴやマークを先に出願されて何十倍もの高額な値段で買い取らざるをえなかった例も少なくありません。

（4）中国における展示会での知的財産権侵害の救済

中国では、専利法・商標法による権利保護の規定のほかに、展示会（展覧会・展示即売会・博覧会・交易会・展示会・モーターショー等）における知的財産権保護に関する行政規定として「**展示会知的財産権保護条例**」が2008年に制定されています。これは、広州市において、中国最大の国家主催の展示会「広州交易会」で模倣品が展示された場合に権利者を救済するための地方法規が制定されていましたが、全国的に多くの展示会が開催されるようになり、国家レベルでも上記のような保護条例の制定に至ったものです。

なお、2001年の専利法改正で、侵害行為に「販売の^{※2}申出」にあたる項目を追加したため、展示会で特許権侵害品を展示することも侵害行為に該当することとなり、展示会での取締りが容易となりました。

（5）中国におけるノウハウ保護

中国への進出に伴う技術供与手段として、中国へ特許・実用新案を登録する選択をすれば、技術の公開により直ちに模倣が広がる懸念が強い場合もあり、むしろノウハウ（技術秘密）として技術供与する方法が選択される場合があります。ただし、ノウハウにはその保護要件が規定され、**非公知性、有用性、秘密管理性**の3要件が必要とされ（反不正当竞争法10条）、日本とほぼ同様です。

※2 中国語で「**许诺销售**」と表記するが、直訳の「許諾販売」では理解できず、販売の申出と訳すべきである。日本の特許法においても正当な権利なく、「譲渡等の申出をする行為」は権利侵害行為とみなされる。

ノウハウの秘密管理性を保つために、相手方との間で**秘密保持契約（NDA）**を交わすことが必要です。

しかし、製品を購入した第三者が、それを簡単に分解分析すれば技術内容を解明できる場合（**リバース・エンジニアリング**）、**入手が適法であれば、不正競争行為には該当しない**とされています（反不正当竞争法司法解释）。

したがって、分解分析で容易に解明できない場合やブラックボックス化できる技術であれば、中国でもノウハウを維持できますが、そうでない場合には、ノウハウとして保護を受けることが困難になるケースも多く、進出しにくいという選択肢も考慮すべきです。

第5章 相談窓口等関係機関の紹介

1 知財総合支援窓口

知財総合支援窓口は、特許庁が実施している無料の相談窓口です。様々な知的財産に関する相談を受け付け、専門家や支援機関と協働して、その場で解決を図るワンストップサービスを提供しています。



■近畿地域の支援窓口一覧（平成27年2月現在）

名 称	所 在 地	TEL
一般社団法人 福井県発明協会	〒910-0102 福井市川合鷺塚町61字北福田10 福井県工業技術センター1階	0776-55-2100
一般社団法人 滋賀県発明協会	〒520-3004 栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館1階	077-558-4040
一般社団法人 京都発明協会	〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク内 京都府産業支援センター2階	075-326-0066
一般社団法人 大阪発明協会	〒530-0005 大阪市北区中之島4-3-53 大阪大学中之島センター7階	06-6479-3901
	〒577-0011 東大阪市荒本北1-4-1 クリエイション・コア東大阪南館1階	06-6746-0525
(公財) 新産業創造研究機構	〒650-0046 神戸市中央区港島中町6丁目1 神戸商工会議所会館4階	078-306-6808
一般社団法人 兵庫県発明協会	〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-12 技術交流館1階(兵庫県立工業技術センター内)	078-731-5847
一般社団法人 奈良県発明協会	〒630-8031 奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内	0742-35-6020
一般社団法人 和歌山県発明協会	〒640-8033 和歌山市本町2-1 フォルテワジマ6階	073-499-4105

こんな支援が受けられます

☆窓口支援担当者が企業を訪問し、知財制度の概要や活用方法を説明(無料)

☆専門家からのアドバイスを無料で受けることが可能

- 効果的な特許等の権利取得、ライセンス契約や海外展開時の留意事項については、特に専門的な知見が重要となるため、専門性を必要とする内容は、専門家が窓口担当者と協働して解決策をアドバイス。訪問による支援も実施。
- 弁理士(週1日以上)や弁護士(月1日以上)による窓口相談も実施。

[その他の専門家例]

- * デザイナー、デザインコンサルタント(商品デザイン開発等)
- * ブランド専門家(ブランド育成や販売戦略等)
- * 海外知財法務専門家
- * 中小企業診断士・企業OB 等

外部機関と協働して支援が受けられます

- 独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)と協働して海外ビジネス展開を支援
- 中小機構(独立行政法人中小企業基盤整備機構)、商工会・商工会議所などによる支援・補助金等の活用方法などをアドバイス
- 大学、公設試など共同研究に向けた支援先の紹介

2 (独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ) は、70カ所以上の海外事務所を含む国内外ネットワークを有し、中小企業の海外展開支援等を行っています。海外での知的財産権保護に関しても、国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)、海外における日系企業情報交換グループ(IPG)等を通じて積極的に参画しています。

ここでは主に、海外における侵害調査、商標先行登録調査、外国出願支援事業の概要についてご紹介します。なお、ご紹介する事業の制度概要は2014年度の事業内容を踏まえて作成しているため、2015年度以降に変更される場合があります。各事業の詳細(公募時期や申請方法等)については、ジェトロのホームページでご確認ください。

(1) 知的財産権保護に関するジェトロの相談窓口

ジェトロ知的財産課

TEL:03-3582-5198 E-mail: chizai@jetro.go.jp

サービス詳細はこちら→ <https://www.jetro.go.jp/theme/ip/>

(2) 海外での商標権等保護に関するジェトロのサービス (費用の助成)

① 海外における知的財産権の侵害調査および権利行使

○ http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業のために、ジェトロが現地調査を手配し、その調査および一部の権利行使にかかった経費の2/3 (上限額: 400万円) を負担します (募集時期: 2015年5月～10月(予定))。

■ ご利用条件

- ・「中小企業」に該当(従業員、または資本金で基準があります)。
- ・対象国において特許権、商標権、意匠権および実用新案権の産業財産権いずれかを取得済み。中国での商標権に関しては公告中のものであれば対象。

② 中小企業商標先行登録調査・相談事業

○ http://www.jetro.go.jp/services/ip_trademark/

これから海外への進出を考えている中小企業を対象に、海外展開予定国における商標先行登録状況を調査し、報告書を作成、法的観点を含めた助言を行っています (募集時期: 2015年6月～2016年2月(予定))

■ ご利用条件 (以下のいずれか一方を満たす企業)

- ・2014～2015年度、ジェトロの輸出促進関連事業(展示会、ミッション等)に参加済みまたは参加予定の中小企業者。
- ・ジェトロ「中小企業海外IPネットワーク」(登録制)に参加する中小企業者。

■ 調査内容

- ・調査対象国・地域(中国、香港、タイ、米国、フランス、ドイツ)の中から、1カ国・地域、3商標、5分類まで無料で調査、助言。個別相談も可能です。

③ 中小企業外国出願支援事業(外国出願費用の助成)

○ <http://www.jetro.go.jp/news/announcement/20140623825-news>

- ・ジェトロでは、中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、基礎となる出願(特許、実用新案、意匠、商標)と同内容の外国出願にかかる費用の半額(上限額あり)を助成します(募集時期: 2015年6月～7月(予定))。

■ ご利用条件

- ・「中小企業者」または「中小企業者で構成されるグループ」であること。
- ・応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠または商標出願を行っており、採択後に同内容の出願を外国へ年度内に出願(PCT国際出願の国内移行およびマドプロ出願を含む)する予定があること。
- ・同一の外国出願案件について、他の機関から補助金を受けていないこと。

(3) ジェトロ大阪本部の問合窓口

ジェトロ大阪本部では、その他一般的な貿易投資の問合せに対して以下のサービスを実施しています。

① 貿易投資相談(無料)

ビジネス情報サービス課 TEL: 06-4705-8606

② 海外の経済・貿易・投資情報の入手(無料、ただしコピーサービス有料)

ビジネスライブラリー TEL: 06-4705-8607

3 (独) 中小企業基盤整備機構 (中小機構)

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 (中小機構) は、中小企業施策の総合的な実施機関として、中小企業が元気になるための支援策を、全国9ヵ所の地域本部から展開しています (関西には中小機構近畿があります)。以下では、中小機構近畿の海外展開支援メニューの概要を紹介します

(1) 中小機構近畿の海外展開支援メニューの概要

メニュー	概 要
海外展開相談 (無料)	海外との取引や海外での現地法人設立など、中小企業の海外展開に関し、経験豊富なアドバイザーによる無料相談のサービスを行っています。
出張相談 (無料)	同一の国・地域に関する相談が複数取りまとめられた場合は、アドバイザーを出張派遣いたします。
セミナー・勉強会への講師派遣	セミナー等へ講師を派遣します。会場での無料の個別相談会もご利用いただけます。(事前登録制)
海外相談 (無料)	国内の無料相談ご利用後、海外現地に駐在している登録アドバイザーによるアドバイスもご利用いただけます。
海外展開 F/S 支援事業 (一部費用負担あり・公募制)	海外展開事業や海外プロジェクトが実現可能か、採算が取れるかどうかなどを判断する F/S 調査について、海外現地での同行調査を含めサポートします。
パッケージ型海外展開支援事業 (一部費用負担あり・公募制)	海外取引を行う上での課題抽出から、外国語ホームページの作成、海外取引に関する決済や物流体制の整備及びその後のフォローアップまで、アドバイザーが支援を行います。
海外現地同行アドバイス (一部費用負担あり・公募制)	国内の無料相談ご利用後、海外現地にアドバイザーが同行し、情報収集・調査をサポートします。
中小企業大学校による人材育成 (一部費用負担あり)	中小企業大学校において、海外展開に必要なスキルを習得する研修を行います。
展示会出展支援 (一部費用負担あり)	海外販路開拓に意欲的で、海外展示会への出展を検討する中小企業に対して、出展前の事前準備や、出展後のフォローを支援します。
エビスカフェ	海外展開にかかる体験の共有と教えあいをねらいとしてワールドカフェ方式で開催しています。寛いだ雰囲気の中で参加者同士が情報交換・情報共有を行う新しい学びの場です。

詳しくは、中小機構近畿の下記のサイトでご確認ください。各支援メニューの利用申込書や海外販路開拓支援シニアアドバイザーの情報等が掲載された資料をご覧ください。

○ <http://www.smrj.go.jp/kinki/consulting/059954.html>

(2) 国際化支援アドバイス事業

海外ビジネスの豊富な実務知識と経験を持つアドバイザーが、海外展開に取り組む中小企業に対し、企業経営の観点から実務的なアドバイスを無料で行います。

(3) F/S 支援事業

F/S 支援事業は公募制であり、応募の後、支援対象企業として採択されれば、国内での事前準備支援→海外での現地調査支援→F/S実施後のフォロー等の支援を行います。F/Sでの主な調査項目は以下のとおりです。

- 生産適地の工場設備、インフラ、労働力、関連産業、許認可、投資優遇策など
- 現地マーケット、需要動向、消費動向、流通チャネル、代理店など
- 部品・材料の調達、必要な品質、納期、生産ロット、マネジメントレベル、技術力、製造原価など

(4) 中小機構近畿の問合窓口

中小機構近畿では、中小企業の海外展開に対して、以下のサービスを実施しています。

- ① 中小企業海外展開ワンストップ相談窓口 (無料)
ナビダイヤル番号 (全国共通、最寄窓口に通話) TEL : 0570-073-600
- ② 海外ビジネスの専門家による個別アドバイス
国際化支援課 TEL : 06-6264-8624
- ③ 中小企業海外展開セミナー
国際化支援課 TEL : 06-6264-8624

4 その他の主要機関

(1) 知的財産に関する主なポータルサイト

名 称	URL
近畿知財戦略本部 ホームページ	http://www.kansai.meti.go.jp/chizai.html ※セミナー、イベント、相談窓口、支援策の案内等 を一元的に提供
特許庁新興国等知財情報 データバンク	http://www.globalipdb.jpo.go.jp/
特許庁施策情報	http://www.jpo.go.jp/sesaku/index.html
特許電子図書館 (IPDL)	http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl ※IPDLは平成27年3月20日に廃止予定で、「特許 情報プラットフォーム (英語名: Japan Platform for Patent Information、略称: J-PlatPat)」とし て平成27年3月23日より提供される予定
独立行政法人工業所有権情 報・研修館「海外知的財産活 用ポータルサイト」	http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gipdd/index.html ※海外知的財産プロデューサーによる企業の海外 進出支援や、関連セミナーの開催情報等を発信
独立行政法人工業所有権情 報・研修館「営業秘密・知財 戦略ポータルサイト」	http://www.inpit.go.jp/consul/tradeseecret/index.html ※平成27年2月から「営業秘密・知財戦略相談窓口」 ～営業秘密110番～を開設

(2) 特許等の出願から登録までの支援制度

① 審査請求料等の減免

窓 口	TEL
特許庁 総務部 総務課 調整班 ※個人・法人を対象とした減免制度	03-3581-1101 (内線2105)
近畿経済産業局 特許室 ※研究開発型中小企業、公設試験研究機関に対する減免申請	06-6966-6016

② 早期審査

窓 口	TEL
特許庁 審査第一部 調整課 審査業務管理班 ※個人・法人を対象とした減免制度	03-3581-1101 (内線3106)
近畿経済産業局 特許室	06-6966-6016

③ 面接審査

窓 口	TEL
特許庁 特許審査第一部 調整課 面接審査管理専門官	03-3581-1101 (内線3114)
近畿経済産業局 特許室	06-6966-6016

④ 審査請求料返還措置

窓 口	TEL
特許庁 総務部 総務課 調整班	03-3581-1101 (内線2105)
特許庁 総務部 企画調査課 特許戦略企画班	03-3581-1101 (内線2144)
近畿経済産業局 特許室	06-6966-6016

(3) 模倣品対策

① 模倣品対策等

窓 口	TEL
(一社) 発明推進協会 APIC外国相談室 ※アドバイザーによる相談 (外国産業財産権侵害対策等支援)	03-3503-3027
【政府模倣品・海賊版対策総合窓口】 経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室	03-3501-1701
【侵害調査】 ジェトロ 知的財産課	03-3582-5198

② 水際措置

窓 口	TEL
大阪税関 業務部 知的財産調査官	06-6576-3318
神戸税関 業務部 知的財産調査官	078-333-3156

(4) 海外ビジネス展開等

窓 口	TEL
【中小企業の海外展開支援】 近畿経済産業局 国際事業課	06-6966-6032
【国際化支援アドバイス制度】 (独)中小企業基盤整備機構 近畿本部	06-6264-8624
【貿易投資相談】 (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部	06-4705-8606
【中国ビジネス支援室】 大阪商工会議所	06-6944-6400
【中国ビジネス相談室】 (一財)大阪国際経済振興センター (IBPC大阪)	06-6615-5522
【対中貿易・投資コンサルティング等】 日中経済貿易センター (一財)日中経済協会 関西本部	06-4704-2511 06-4792-1776
【知的財産権等ライセンス保険】 (独)日本貿易保険(NEXI)	06-6233-4019

(5) その他の知的財産関連の窓口

① 著作権

窓 口	TEL
文化庁 著作権課 (公社)著作権情報センター 著作権相談室 各府県行政書士会(大阪)	03-5253-4111 03-5348-6036 06-6943-7077

② ノウハウ・営業秘密の保護(不正競争防止法)

窓 口	TEL
経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室	03-3501-3752

③ 独占禁止法

窓 口	TEL
公正取引委員会 近畿中国四国事務所 総務課 ※共同研究開発や特許・ノウハウライセンス契約に関する独 禁法上の指針	06-6941-2173

④ 種苗法(育成者権)など農林水産分野の相談窓口

窓 口	TEL
近畿農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 ※福井県を除く近畿地域	075-451-9161
北陸農政局 企画調整室 ※福井県	076-263-2161

(6) 自治体の知的財産関連担当部署

窓 口	TEL
【福井県】産業労働部 地域産業・技術振興課	0776-20-0374
【滋賀県】商工観光労働部 モノづくり振興課	077-528-3791
【京都府】商工労働観光部 ものづくり振興課	075-414-4851
【大阪府】商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課	06-6748-1052
【兵庫県】産業労働部 新産業情報課	078-362-3316
【奈良県】産業・雇用振興部 産業政策課	0742-27-8814
【和歌山県】商工観光労働部 産業技術政策課	073-441-2355
【京都市】産業観光局 新産業振興室	075-222-3324

窓 口	TEL
【大阪市】経済戦略局 立地推進部 事業創出担当	06-6615-3728
【堺市】産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課	072-228-7534
【神戸市】産業振興局 工業課	078-322-5333

(7) 府県・政令市中小企業支援センター等

窓 口	TEL
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7400
(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1410
(公財)京都産業21	075-315-9234
(公財)京都高度技術研究所(ASTEM)	075-315-3625
(公財)大阪産業振興機構	06-6947-4324
(公財)大阪市都市型産業振興センター(大阪産業創造館)	06-6264-9800
(公財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8040
(公財)神戸市産業振興財団	078-360-3209
(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312
(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412

(8) 弁理士会、弁護士会の連絡先等

名 称	URL
日本弁理士会 近畿支部	http://www.kjpaa.jp/
日本弁護士連合会 法律相談センター(各府県の法律相談センターへリンク)	http://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation/legal_consultation.html

本ガイドブックに、ご意見・ご感想等がございましたら、こちらまでお寄せください。

経済産業省 近畿経済産業局 通商部 国際事業課

TEL: 06-6966-6032

E-mail: kin-kjn2 @ meti.go.jp

平成27年2月発行

「ブランドを活かす、守る 中国ビジネスガイドブック」 —中国商標法の改正ポイント—

■ 編集委員会 委員

河野 英仁 弁理士 河野特許事務所 所長
谷口 由記 弁護士・弁理士 共栄法律事務所 パートナー
中川 博司 弁理士 特許業務法人三枝国際特許事務所 所長代行
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 近畿本部
独立行政法人 日本貿易振興機構 大阪本部

■ 事務局 経済産業省 近畿経済産業局 通商部 国際事業課
株式会社 ダン計画研究所

■ 発 行 経済産業省 近畿経済産業局